

制定 令和元年 8 月 3 0 日 府政原防 2 5 5 号 内閣府政策統括官（原子力防災担当）決定

オフサイトセンターに係る設備等の要件に関するガイドライン（平成 2 4 年 9 月内閣府）を下記のとおり全部改正する。

内閣府政策統括官（原子力防災担当）

記

オフサイトセンターに係る設備等の要件に関するガイドラインの全部改正について

オフサイトセンターに係る設備等の要件に関するガイドラインを別添のとおり全部改正する。

附 則

この規程は令和元年 8 月 3 0 日から施行する。

オフサイトセンターに係る設備等の要件に関するガイドライン

平成24年9月

(平成28年3月全部改定)

(令和元年8月全部改定)

内閣府政策統括官(原子力防災担当)

目 次

第1章 総 則

1. ガイドラインの必要性
2. 適用の範囲
3. 継続的な充実強化について

第2章 原子力事故を踏まえたオフサイトセンターの設備等の要件について

第1節 発電用原子炉に係るオフサイトセンターの設備等の要件について

1. 立地・経路について

要件① オフサイトセンターの最適な立地要件

要件② 緊急参集への対応

2. 施設機能について

要件③ 通信回線の確保

要件④ 機能スペースの確保

要件⑤ 放射線防護

要件⑥ 維持管理体制

3. 代替オフサイトセンターについて

要件⑦ 代替オフサイトセンターの立地場所の選定・資機材等の充実

4. 複合災害について

要件⑧ 複合災害への対応策

第2節 核燃料施設等に係るオフサイトセンターの設備等の要件について

1. 立地・経路について

要件① オフサイトセンターの最適な立地要件

要件② 緊急参集への対応

2. 施設機能について

要件③ 通信回線の確保

要件④ 機能スペースの確保

要件⑤ 放射線防護

要件⑥ 維持管理体制

3. 代替オフサイトセンターについて

要件⑦ 代替オフサイトセンターの立地場所の選定・資機材等の充実

4. 複合災害について

要件⑧ 複合災害への対応策

第3章 その他の平時の取組事項について

1. 平時における教育・訓練等

2. 住民に対する原子力防災に対する知識の理解促進

第4章 移転及び新設に係るオフサイトセンターの要件について

第1章 総 則

1. ガイドラインの必要性

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「原子力事故」という。）を受けた原子力安全委員会による『「原子力施設等の防災対策について」の見直しについての考え方について（中間とりまとめ）」（平成24年3月）等において、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）は、地震・津波等の自然災害に対する頑健性がなく、交通遮断や通信設備の使用不能等による本部要員の参集遅れや非常用発電機の故障、通信インフラの麻痺等により機能不全に陥ったことや放射性物質の拡散により要員が別の場所に移動せざるを得ず、諸々の機能不全に陥ったという旨の指摘があった。

これを踏まえ、オフサイトセンターに具備すべき要件を示す「原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令」（平成24年9月18日 文部科学省・経済産業省令第3号。以下「府令」という。）の下に本ガイドラインを規定し、複合災害に対応した資機材の充実等を図るものである。

さらに、平成27年9月末に当該府令附則に定める経過措置の期間が終了したことを踏まえ、代替オフサイトセンターの要件について、改めて詳細に記載し、その明確化を図る。また、平成31年8月に府令が改正され、核燃料施設等に係るオフサイトセンターの具備すべき要件が改正されたことから、その新たな要件を踏まえ、必要な事項を本ガイドラインに規定し、発電用原子炉に係るオフサイトセンターと同様に、必要な資機材の充実等を図る。

2. 適用の範囲

本ガイドラインは、府令第2条に定めるオフサイトセンター及び代替オフサイトセンターの設備等の具体的要件並びに推奨事項及び留意事項を定めたものである。

3. 継続的な充実強化について

オフサイトセンターは、原子力災害時に対策の拠点となる施設であり、訓練等によって得られる教訓等を踏まえ、継続的にその体制の充実強化を図ることとする。

第2章 原子力事故を踏まえたオフサイトセンターの設備等の要件について

第1節 発電用原子炉に係るオフサイトセンターの設備等の要件について

原子炉設置者（発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。）第2条第5項に規定する発

電用原子炉をいう。以下同じ。)を設置する者に限る。)の区分に係るオフサイトセンターの設備等の要件については、以下のとおりとする。

1. 立地・経路について

要件① オフサイトセンターの最適な立地要件

オフサイトセンターの立地場所としては、まず、原子力緊急事態の発生後、ただちに避難指示がなされる予防的防護措置を準備する区域(PAZ)内(概ね5km圏内)への参集は困難であるため、PAZ圏外とすることが必要である。また、参集容易性、道府県対策本部との連携・調整の容易性、緊急防護措置を準備する区域(UPZ)内(概ね5～30km圏内)における緊急時モニタリング・住民避難等の対応の容易性等の観点から、基本原則としてUPZ内にオフサイトセンターを指定することとする。設置場所の選定に当たっては、原子力事業所からの直線距離だけでなく、地震・津波等によりオフサイトセンターが機能不全に陥らないような設置場所の選定が重要なことから、標高、海岸線からの距離、耐震性、防水性等を総合的に判断することが必要であり、設置場所の状況に応じて、地震・津波等に耐えるための対応が必要である(要件⑧を参照)。

また、地理的要因等により、その機能が十分に発揮できず、UPZ以遠に立地することが合理的な場合には、国は関係地方公共団体等と調整し、UPZ以遠にオフサイトセンターを指定するといった弾力的な措置も必要である。

さらに、規制法第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可(以下「廃止措置計画認可」という。)を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設、又は、廃止措置計画認可を受け、かつ、全ての燃料体が当該発電用原子炉施設外に搬出されているもの若しくは当該発電用原子炉施設内にある全ての燃料体が乾式キャスクにより貯蔵されているもののみが設置されている原子力事業所については、PAZは設定されない。したがって、当該原子力事業所に係るオフサイトセンターについては、5km未満に立地することが合理的な場合には、国は関係地方公共団体等と調整し、5km未満にオフサイトセンターを指定するといった弾力的な措置も必要である。

要件② 緊急参集への対応

単一災害だけでなく複合災害が発生しても関係者の円滑な参集が行えるようオフサイトセンターへのアクセス道路の複数ルート化や道路の補強等が行われて

いることが望ましい。また、ヘリポートは、オフサイトセンターから概ね2km 圏内で利用できることとし、大型ヘリコプターが離発着できる広い面積を確保できていることが望ましい。

加えてヘリポート施設は、夜間離発着を想定した照明等の設備（可搬式照明装置等）及び電源の確保が必要である。また、避難経路・場所、避難完了の確認、モニタリング状況等の把握のため、原子力防災専門官が使用する原子力防災対策車は各オフサイトセンター又は原子力規制事務所に2台以上配備することや、緊急時には他の原子力規制事務所で整備している原子力防災対策車、各種機材や人員等の支援についても応援融通できる体制を構築することが必要である。なお、関係地方公共団体の原子力防災関連の車両を含め、これらの車両については道路交通法第39条第1項に定める緊急自動車とすることが望ましい。

また、参集要員の出入管理及び被ばく線量の管理を的確に実施するための体制の整備が必要である。

2. 施設機能について

要件③ 通信回線の確保

複合災害時にも情報収集・発信することができる耐災害性が強化された通信回線の選択及び多重化・多様化のための設備の充実を図る必要がある。

具体的には、TV会議システム、電話、FAX等の通信設備（衛星回線を含む。）の多重化・多様化が実施されていることや避難経路・場所、放射線モニタリング、避難退域時検査、簡易除染、原子力災害時医療、気象及び原子力事業所内の状況に関する情報を収集・発信する設備を備えておくことが必要である。

また、TV会議システムは、中央（官邸、ERC）、オフサイトセンター及び関係地方公共団体、事業者等とつながるように拡充整備（複数拠点接続、衛星回線を含めた複数回線化（多重化））をすることや、電話について通信方法の複数化（多様化）の観点から一般回線、専用回線だけでなく、可搬型の衛星回線による通話機能を備えることも必要である。

その他、一斉招集システム、中央防災電話、電話、FAX等についても通信機器の多重化・多様化が必要であり、可能な限り専用回線でつながれていることが望ましい。

要件④ 機能スペースの確保

参集要員等が安全かつ安心して業務に従事できるように、仮眠及び休息が可

能なベッド又は布団等の資機材、水・食料及びスペースを敷地内又はその近傍に確保する。また、住民やプレス関係者に対する見える化の観点から、オフサイトセンター内の活動状況が見えるスペースを確保することや、モニター等を用いたオフサイトセンター内における活動状況の映像等の環境を整備することが望ましい。なお、報道関係者の出入り管理は、セキュリティ等の観点から、オフサイトセンター要員とは別の出入り口とすることや、動線を別とすることなど所要の措置を講ずることにも留意する。

床面積は、地域特性や関係地方公共団体の活動環境の確保も勘案し、必要に応じて緊急時モニタリングセンターの活動環境の確保も考慮して、オフサイトセンターの機能が十分発揮できる800m²以上が望ましい。

また、原子力防災専門官の事務室やオフサイトセンターにおける緊急事態応急対策を実施する際に必要となる資料※を保管する設備を整備する必要がある。当該資料については、原子力事業者において、関係地方公共団体及び原子力防災専門官の協力の下、整備・更新が図られることが必要である。

※必要となる資料：避難経路等の策定に当たって重要となる防災関係資料（①原子力事業者を含む防災業務組織体制（人員配置等）の組織体制及び体制に関する資料、②社会環境に関する資料（種々の縮尺の周辺地図、人口分布、周辺道路、鉄道、ヘリポート等の交通手段、学校、病院等の特殊施設、緊急時医療施設等）、③放射性物質・放射線に関する資料（原子力事業所の施設関係資料、周辺地域の気象資料、モニタリングポスト等の設置、拡散推計等））

要件⑤ 放射線防護

施設内における被ばく放射線量を低減するための措置に関しては、オフサイトセンターは、コンクリート壁、換気設備、窓等の気密性の向上等及びHEPAフィルター、チャコール（活性炭素繊維等）フィルター（除去率99.5%以上）等の空気浄化フィルター等により、放射線又は放射性物質を遮断する機能が講じられていることが必要である。また、オフサイトセンター内に取込む空気中に存在する放射性物質を監視するため、外気取入れ口付近の放射線の測定機器を設置することが必要である（後述の建屋内の各フロア内のエリアモニター等により当該測定が可能な場合には、必ずしも外気取入れ口付近に測定機器を据え付ける必要はない）。さらに、オフサイトセンター建屋内の参集要員等が出入りする各フロア内

にエリアモニターを設置し、参集要員等が常時、放射線量等を確認できるようにするなど、被ばく線量の状況把握体制を構築すること、建屋外に放射線の測定機器を設置し、建屋内の線量と比較して上述の各種放射線防護対策が機能していることを確認できる体制を構築することが必要である。加えて、入出による外部からの汚染された空気、水、塵埃等の侵入を防ぐための、エアーロック、除染室等のクリーン設備を備えていることも必要である。その他、参集要員・情報収集員等が使用する防護服、フィルター付きマスク、防塵マスク等の放射線防護用具、個人線量計及び参集要員等が使用する安定ヨウ素剤を十分に確保することが必要である。

人体又は作業衣、履物等人体に着用している物の表面の放射性物質による汚染の除去に必要な設備に関しては、オフサイトセンターは、身体に付着した放射性物質等の測定器、汚染の拭き取り等に必要な除染用具等、シャワールーム、ドレンタンクを備えていることが必要である。また、汚染された防護服等を集積する専用の容器を備え付けておくことなど、汚染された物を適正に保管する体制を確立しておく必要がある。さらに、除染設備等に加えて、放射性物質による汚染の拡大を防止するため、放射性物質の放出後に外部から入所する者と内部の作業者との動線の整理が必要である。

要件⑥ 維持管理体制

関係地方公共団体等の職員と原子力防災専門官は連携し、平時よりオフサイトセンターの機器・設備等の情報共有を含めた一体的な運用管理を行うことが必要である。具体的には、原子力防災専門官はオフサイトセンターの建物等の管理者、関係地方公共団体等の職員と資機材等の情報共有（例えば維持管理事業者、運営支援業者の連絡先情報、設備仕様、在庫数、整備・点検状況等）を図るとともに、内閣府、原子力規制庁等との連携の下、当該資機材等に係る整備・点検を行うことが必要である。

関係地方公共団体の管理する施設がオフサイトセンターとして指定されている場合に、当該関係地方公共団体が、当該オフサイトセンターに関して、移転・新設、放射線防護対策の強化等の措置を行う場合には、当該関係地方公共団体と国との間で、その計画段階から、緊密な情報共有等を行う必要がある。

3. 代替オフサイトセンターについて

要件⑦ 代替オフサイトセンターの立地場所の選定・資機材等の充実

代替オフサイトセンターの要件は、府令上、概ねオフサイトセンターと同様であるが、その特性に応じ、特に下記の事項に留意することが必要である。

代替オフサイトセンターの立地場所は、放射性物質又は放射線の放出後においても代替オフサイトセンターの活用可能性を確保する観点から、原則として、30km以遠であって、オフサイトセンターから車両による陸路移動が可能な場所であり、かつ、年間の風向を考慮して、原子力事業所からオフサイトセンターの方向とは異なる場所に複数存在することが必要である。しかしながら、地理的要因等により困難な場合には、国は関係地方公共団体等と調整し、弾力的な措置を講じることが必要である。また、オフサイトセンターと同様に、参集するための道路を複数ルート確保することや、代替オフサイトセンターから概ね2km 圏内で利用できるヘリポート及び夜間離発着できる照明設備があることが望ましい。また、原子力防災対策車は代替オフサイトセンターに常駐させる必要はないが、必要に応じて他のオフサイトセンター、原子力規制事務所等から車両を有効活用することができるようしておくなど、応援融通が可能な体制を構築する必要がある。

代替オフサイトセンターの資機材の中でも情報収集・通信設備は重要であることから、既存のオフサイトセンターと同等の機能を発揮できるよう、要件③に記載する各種の設備を準備する必要がある。なお、通信回線については、常設されていること又は緊急時に臨時回線を敷設できるように通信事業者等と調整されていることが必要である。通信設備については、基本的に、原子力規制庁が整備している資機材を持ち込むことによって対応するものとする。

地域事情によってはオフサイトセンターと同等の広さを有する施設を確保することが必ずしも容易ではない中で、代替オフサイトセンターを必要数確保できるようにする観点から、代替オフサイトセンターに床面積規定は設けないこととする。一方、緊急時において必要な業務が実施できるよう、原子力防災専門官の事務室の確保は必要である。また、敷地内又はその近傍に報道用のスペースを有していることも、オフサイトセンターと同様に必要である。その他、参集要員等が緊急時に所要の資機材を用いて仮眠・休息できるスペースを敷地内又はその近傍に確保すること、要件④に記載する緊急事態応急対策を実施する際に必要となる資料を保管する設備も、オフサイトセンターと同様に必要である。なお、これらの事務室、報道スペース及び仮眠・休息スペースについては、平時から専用のスペースとする必要はなく、仮眠・休息に用いる資機材についてはオフサイトセンター等からの持込み対応とすることも可能である。

施設内における被ばく放射線量を低減するための措置については、代替オフ

サイトセンターが原子力事業所より30km以遠である場合には、オフサイトセンターに必要な要件⑤記載の各種の措置は必要としないものの、代替オフサイトセンターの立地状況等の地域実情を踏まえながら、代替オフサイトセンター内の気密性を高め、放射性物質が室内に流入することを防止するための措置を講ずることが望ましい。一方、30km未満である場合には、オフサイトセンターと同様の対応（要件⑤参照）が必要である。

除染設備の設置については、30km未満の場合には、オフサイトセンターと同様の対応（要件⑤参照）を行う必要がある。一方、30km以遠の場合には、シャワールームやドレンタンクを備えている必要はない。一方、代替オフサイトセンターが30km以遠に位置する場合であっても、身体に付着した放射性物質等を測定できる計測器、汚染の拭き取り等に必要な除染用具については、オフサイトセンター等からの持込み対応とすることも含め、準備する必要がある。その際、オフサイトセンターと同様に、汚染された防護服等を集積する専用の容器を備え付けておくなど、汚染された物を適正に保管する体制を確立すること及び、放射性物質による汚染の拡大を防止するため、放射性物質の放出後に外部から入所する者と内部の作業者との動線を整理しておくことも必要である。また、オフサイトセンターに比べ、代替オフサイトセンターに関しては、参集要員等が仮眠、休息できるスペースが敷地外の近傍に位置する事例が比較的発生しやすいものと思われるが、当該スペースに関しても、汚染の拭き取り等に必要な除染用具の準備等の同様の対策を実施する必要がある。

維持管理体制に関しても、オフサイトセンターと同様に、要件⑥に記載する各種対応が図られている必要がある。

さらに、複合災害への対応策に関しても、オフサイトセンターと同様に、要件⑧に記載する各種の措置が図られている必要がある。ただし、電源の安定的な確保のための対策に関しては、非常用電源については、概ね3日間稼働（緊急時における燃料優先協定等により、燃料の確保を確実にしている場合を含む。）する非常用電源設備を設置すること又は電源車等の外部電源を緊急時に速やかに配備できる体制を整えておくことが必要である。また、代替オフサイトセンターが、オフサイトセンターが使用できない場合にこれを代替するための施設であることを踏まえ、UPS（無停電電源装置）については必ずしも必要ではない。一方、電源車等の外部電源を配備する場合において必要となる配電盤については、オフサイトセンターと同様に、緊急時の手順等を含め、地元事業者の電源車等が接続できるようあらかじめ準備しておくことが必要である。その他、インフラ整備に加え、

水・食料については、原子力災害時に当該施設に参集する国及び関係地方公共団体の要員等(当該施設に地方公共団体の災害対策本部を設置する場合の当該本部の要員を含む。)が十分活動することができる3日間程度の量を備蓄することが必要である。ただし、要件⑧への対応としてオフサイトセンターに備蓄する水・食糧を搬入して対応することも可能とする。さらに、代替オフサイトセンターに常時備蓄する場合であっても、複数存在する代替オフサイトセンター全てに3日分の備蓄を行う必要はなく、例えば、一カ所の代替オフサイトセンターに備蓄し、緊急時には必要に応じて搬送するなど、当該地域の各施設における備蓄状況等の事情を踏まえた対応を準備することとする。また、必要な備蓄量を精査するに当たっては、各地方公共団体が、当該施設に自然災害等の原子力災害以外への対応に係る要員のために準備している備蓄と重複がないよう精査することが必要である。

さらに、現地対策本部を代替オフサイトセンターに移転する場合に備え、原子力防災専門官は、平時から、移転の際に必要な資機材等を選別した上で、当該資機材等をオフサイトセンター等から代替オフサイトセンターへ移転・搬入できる車両等の運搬手段を確保することが必要である。

なお、上記のような機能を有する施設を新たに設置することは、時間や費用もかかることから、オフサイトセンターの近隣に他の原子力事業所に係るオフサイトセンターが存在する場合には、当該他の原子力事業所に係るオフサイトセンターを代替オフサイトセンターとして活用することが有用である。

4. 複合災害について

要件⑧ 複合災害への対応策

地震・津波等によりオフサイトセンター施設が機能不全に陥らないような設置場所を選定することが重要であり、緊急事態における通信を確保するため、地震・津波等の複合災害に対する頑健性を有する通信インフラを整備することが必要である。また、天変地異(地震、津波等)に耐えるための柱の鉄板補強や梁の増設等の耐震性の向上、出入り口のドア等の密閉を高めるなどの防水性を確保し、オフサイトセンターが機能不全に陥らないことが必要である。

また、電源の安定的な確保のための対策としては、重要設備の機能を保つためには、電源の安定的な確保が必須であるためオフサイトセンターには瞬時電圧低下(停電)への対策として瞬時電圧低下(停電)から非常用電源設備の稼働までに要する時間に一定の裕度を加えた時間以上稼働するUPS(無停電電源装

置)や、概ね7日間稼働(緊急時における燃料優先協定等により、燃料の確保を確実にしている場合を含む。)する非常用電源設備を設置することとし、これらの設備は停電時に自動的に連動するシステムとすることが必要である。仮にこれらの装置が起動しない場合に備え、地元事業者の電源車等が接続できる配電盤を具備し、緊急時の手順等を準備する必要がある。燃料に頼らない自然エネルギー(太陽光発電等)を用いた自立発電可能な設備を導入することも望ましい。

ガス、水道等のライフラインが途絶えても参集要員等の活動に支障が生じないように、地域特性を勘案して必要なガス貯蔵設備、貯水槽、プロパンガス等の設備を導入することが必要である。その他、屋外での衛星電話等の設備の充電や夜間照明設備の電源等に利用するための可搬型発電機及び燃料缶等を備えることが望ましい。

また、インフラ整備に加え、水・食料についても、地震・津波等によりその供給体制が途絶えたとしても参集要員等の活動に支障が生じないように、原子力災害時に当該施設に参集する国及び関係地方公共団体の要員等(当該施設に地方公共団体の災害対策本部を設置する場合の当該本部の要員を含む。)が十分活動することができる7日間程度の量を備蓄することが必要である。

第2節 核燃料施設等に係るオフサイトセンターの設備等の要件について

原子炉設置者(発電用原子炉を設置する者を除く。)、加工事業者、貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者の区分に係るオフサイトセンターの設備等の要件については、以下のとおりとする。

1. 立地・経路について

要件① オフサイトセンターの最適な立地要件

オフサイトセンターの立地場所としては、参集容易性、道府県対策本部との連携・調整の容易性、緊急防護措置を準備する区域(UPZ)内における緊急時モニタリング・住民避難等の対応の容易性等の観点から、基本原則として概ね20km圏内にオフサイトセンターを指定することとする。設置場所の選定に当たっては、原子力事業所からの直線距離だけでなく、要件⑧に記載するように地震・津波等によりオフサイトセンターが機能不全に陥らないような設置場所の選定が重要なことから、標高、海岸線からの距離、耐震性、防水性等を総合的に判断することが必要であり、設置場所の状況に応じて、要件⑧に記載するような地震・津波等に耐えるための対応が必要である。

また、地理的要因等により、その機能が十分に発揮できず、20km以遠に立地することが合理的な場合には、国は関係地方公共団体等と調整し、20km以遠にオフサイトセンターを指定するといった弾力的な措置も必要である。

要件② 緊急参集への対応

単一災害だけでなく複合災害が発生しても関係者の円滑な参集が行えるようオフサイトセンターへのアクセス道路の複数ルート化や道路の補強等が行われていることが望ましい。また、ヘリポートは、オフサイトセンターから概ね2km 圏内で利用できることとし、大型ヘリコプターが離発着できる広い面積を確保できていることが望ましい。

加えてヘリポート施設は、夜間離発着を想定した照明等の設備（可搬式照明装置等）及び電源の確保が必要である。また、避難経路・場所、避難完了の確認、モニタリング状況等の把握のため、原子力防災専門官が使用する原子力防災対策車は各オフサイトセンター又は原子力規制事務所に、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮して必要な台数を配備することや、緊急時には他の原子力規制事務所で整備している原子力防災対策車、各種機材や人員等の支援についても応援融通できる体制を構築することが必要である。なお、関係地方公共団体の原子力防災関連の車両を含め、これらの車両については道路交通法第 39 条第1項に定める緊急自動車とすることが望ましい。

また、参集要員の出入管理及び被ばく線量の管理を的確に実施するための体制の整備が必要である。

2. 施設機能について

要件③ 通信回線の確保

複合災害時にも情報収集・発信することができる耐災害性が強化された通信回線の選択及び多重化・多様化のための設備の充実を図る必要がある。

具体的には、TV会議システム、電話、FAX等の通信設備（衛星回線を含む。）の多重化・多様化が実施されていることや避難経路・場所、放射線モニタリング、避難退域時検査、簡易除染、原子力災害時医療、気象及び原子力事業所内の状況に関する情報を収集・発信する設備を備えておくことが必要である。

また、TV会議システムは、中央（官邸、ERC）、オフサイトセンター及び関係地方公共団体、事業者等とつながるように拡充整備（複数拠点接続、衛星回線を含

めた複数回線化(多重化))をすることや、電話について通信方法の複数化(多様化)の観点から一般回線、専用回線だけでなく、可搬型の衛星回線による通話機能を備えることも必要である。

その他、一斉招集システム、中央防災電話、電話、FAX等についても通信機器の多重化・多様化が必要であり、可能な限り専用回線でつながれていることが望ましい。

要件④ 機能スペースの確保

参集要員等が安全かつ安心して業務に従事できるように、仮眠及び休息が可能なベッド又は布団等の資機材、水・食料及びスペースを敷地内又はその近傍に確保する。また、住民やプレス関係者に対する見える化の観点から、オフサイトセンター内の活動状況が見えるスペースを確保することや、モニター等を用いたオフサイトセンター内における活動状況の映像等の環境を整備することが望ましい。なお、報道関係者の出入り管理は、セキュリティ等の観点から、オフサイトセンター要員とは別の出入り口とすることや、動線を別とすることなど所要の措置を講ずることにも留意する。

床面積は、地域特性や関係地方公共団体の活動環境の確保も勘案し、必要に応じて緊急時モニタリングセンターの活動環境の確保も考慮して、オフサイトセンターの機能が十分発揮できる800m²以上が望ましい。

また、原子力防災専門官の事務室や、オフサイトセンターにおける緊急事態応急対策を実施する際に必要となる資料※を保管する設備を整備する必要がある。当該資料については、原子力事業者において、関係地方公共団体及び原子力防災専門官の協力の下、整備・更新が図られることが必要である。

※必要となる資料: 避難経路等の策定に当たって重要となる防災関係資料(①原子力事業者を含む防災業務組織体制(人員配置等)の組織体制及び体制に関する資料、②社会環境に関する資料(種々の縮尺の周辺地図、人口分布、周辺道路、鉄道、ヘリポート等の交通手段、学校、病院等の特殊施設、緊急時医療施設等)、③放射性物質・放射線に関する資料(原子力事業所の施設関係資料、周辺地域の気象資料、モニタリングポスト等の設置、拡散推計等))

要件⑤ 放射線防護

(1) オフサイトセンターがUPZ内に位置する場合

オフサイトセンターがUPZ内に位置する場合の施設内における被ばく放射線量を低減するための措置に関しては、オフサイトセンターは、コンクリート壁、換気設備、窓等の気密性の向上等及びHEPAフィルター、チャコール（活性炭素繊維等）フィルター（除去率99.5%以上）等の空気浄化フィルター等により、放射線又は放射性物質を遮断する機能が講じられていることが必要である。また、オフサイトセンター内に取込む空気中に存在する放射性物質を監視するため、外気取入れ口付近の放射線の測定機器を設置することが必要である（後述の建屋内の各フロア内のエリアモニター等により当該測定が可能な場合には、必ずしも外気取入れ口付近に測定機器を据え付ける必要はない）。さらに、オフサイトセンター建屋内の参集要員等が出入りする各フロア内にエリアモニターを設置し、参集要員等が常時、放射線量等を確認できるようにするなど、被ばく線量の状況把握体制を構築すること、建屋外に放射線の測定機器を設置し、建屋内の線量と比較して上述の各種放射線防護対策が機能していることを確認できる体制を構築することが必要である。加えて、入出による外部からの汚染された空気、水、塵埃等の侵入を防ぐための、エアーロック、除染室等のクリーン設備を備えていることも必要である。

その他、参集要員・情報収集員等が使用する防護服、フィルター付きマスク、防塵マスク等の放射線防護用具、個人線量計及び参集要員等が使用する安定ヨウ素剤を十分に確保することが必要である。

人体又は作業衣、履物等人体に着用している物の表面の放射性物質による汚染の除去に必要な設備に関しては、オフサイトセンターは、身体に付着した放射性物質等の測定器、汚染の拭き取り等に必要な除染用具等、シャワールーム、ドレンタンクを備えていることが必要である。また、汚染された防護服等を集積する専用の容器を備え付けておくことなど、汚染された物を適正に保管する体制を確立しておく必要がある。さらに、除染設備等に加えて、放射性物質による汚染の拡大を防止するため、放射性物質の放出後に外部から入所する者と内部の作業者との動線の整理が必要である。

(2) オフサイトセンターがUPZ外に位置する場合

オフサイトセンターがUPZ外に位置する場合（UPZが設定されていない原子力事業所に係る原子力事業所の敷地外に位置する場合を含む。）には、施設内における被ばく放射線量を低減するための措置に関しては、UPZ内に位置

する場合に必要となる、(1)に記載する各種の措置は必要としないものの、念のため、オフサイトセンターの立地状況等の地域実情を踏まえながら、オフサイトセンター内の気密性を高め、放射性物質が室内に流入することを防止するための措置を講ずることが望ましい。

除染設備の設置に関しては、UPZ内に位置する場合に必要となる、(1)に記載するシャワールーム、ドレンタンクを備えている必要はない。一方、身体に付着した放射性物質等を測定できる計測器、汚染の拭き取り等に必要な除染用具等については、持ち込み対応とすることも含め、準備する必要がある。また、汚染された物を適正に保管する体制の確立及び、放射性物質による汚染の拡大を防止するため、放射性物質の放出後に外部から入所する者と内部の作業者との動線の整理も、UPZ内に位置する場合と同様に必要である。

要件⑥ 維持管理体制

関係地方公共団体等の職員と原子力防災専門官は連携し、平時よりオフサイトセンターの機器・設備等の情報共有を含めた一体的な運用管理を行うことが必要である。具体的には、原子力防災専門官はオフサイトセンターの建物等の管理者、関係地方公共団体等の職員と資機材等の情報共有(例えば維持管理事業者、運営支援事業者の連絡先情報、設備仕様、在庫数、整備・点検状況等)を図るとともに、内閣府、原子力規制庁等との連携の下、当該資機材等に係る整備・点検を行うことが必要である。

関係地方公共団体の管理する施設がオフサイトセンターとして指定されている場合に、当該関係地方公共団体が、当該オフサイトセンターに関して、移転・新設、放射線防護対策の強化等の措置を行う場合には、当該関係地方公共団体と国との間で、その計画段階から、緊密な情報共有等を行う必要がある。

3. 代替オフサイトセンターについて

要件⑦ 代替オフサイトセンターの立地場所の選定・資機材等の充実

代替オフサイトセンターの要件は、府令上、概ねオフサイトセンターと同様であるが、その特性に応じ、特に下記の事項に留意することが必要である。

代替オフサイトセンターの立地場所は、放射性物質又は放射線の放出後においても代替オフサイトセンターの活用可能性を確保する観点から、原則として、5 km以遠であって、オフサイトセンターから車両による陸路移動が可能な場所であり、かつ、年間の風向を考慮して、原子力事業所からオフサイトセンターの方向と

は異なる場所に複数存在することが必要である。しかしながら、地理的要因等により困難な場合や、オフサイトセンターがUPZ外に位置しており放射線量の上昇に伴うオフサイトセンターの機能不全の発生蓋然性が相対的に低い場合には、国は関係地方公共団体等と調整し、弾力的な措置を講じることも必要である。なお、上述において代替オフサイトセンターの立地場所を原則5km以遠としているのは、府令の要件を踏まえたものであるが、当該府令の要件の趣旨は、代替オフサイトセンターは原則としてUPZ外に立地すべきであり、核燃料施設等に係るUPZは最大で5kmであることから、5km以遠を原則とすることで、UPZ外に設置されることを確保するために規定されたものである。一方で、核燃料施設等のUPZは、その核燃料施設等の種類に応じて様々であるところ、代替オフサイトセンターの立地場所が5km以内であっても、その立地場所がUPZ外に位置する場合には、代替オフサイトセンターの機能は十分に確保されるものと考えられる。

また、オフサイトセンターと同様に、参集するための道路を複数ルート確保することや、代替オフサイトセンターから概ね2km 圏内で利用できるヘリポート及び夜間離発着できる照明設備があることが望ましい。また、原子力防災対策車は代替オフサイトセンターに常駐させる必要はないが、必要に応じて他のオフサイトセンター、原子力規制事務所等から車両を有効活用することができるようにしておくなど、応援融通が可能な体制を構築する必要がある。

代替オフサイトセンターの資機材の中でも情報収集・通信設備は重要であることから、既存のオフサイトセンターと同等の機能を発揮できるよう、要件③に記載する各種の設備を準備する必要がある。なお、通信回線については、常設されていること又は緊急時に臨時回線を敷設できるように通信事業者等と調整されていることが必要である。通信設備については、基本的に、原子力規制庁が整備している資機材を持ち込むことによって対応するものとする。

地域事情によってはオフサイトセンターと同等の広さを有する施設を確保することが必ずしも容易ではない中で、代替オフサイトセンターを必要数確保できるようにする観点から、代替オフサイトセンターに床面積規定は設けないこととする。一方、緊急時において必要な業務が実施できるよう、原子力防災専門官の事務室の確保は必要である。また、敷地内又はその近傍に報道用のスペースを有していることも、オフサイトセンターと同様に必要である。その他、参集要員等が緊急時に所要の資機材を用いて仮眠・休息できるスペースを敷地内又はその近傍に確保すること、要件④に記載する緊急事態応急対策を実施する際に必要となる資料を保管する設備も、オフサイトセンターと同様に必要である。なお、これら

の事務室、報道スペース及び仮眠・休息スペースについては、平時から専用のスペースとする必要はなく、仮眠・休息に用いる資機材についてはオフサイトセンター等からの持込み対応とすることも可能である。

施設内における被ばく放射線量を低減するための措置に関しては、代替オフサイトセンターがUPZ外に位置する場合には、UPZ内に位置するオフサイトセンターに必要な要件⑤記載の各種の措置は必要としないものの、念のため、代替オフサイトセンターの立地状況等の地域実情を踏まえながら、代替オフサイトセンター内の気密性を高め、放射性物質が室内に流入することを防止するための措置を講ずることが望ましい。一方、代替オフサイトセンターがUPZ内に位置する場合には、UPZ内に位置するオフサイトセンターと同様の対応（要件⑤参照）が必要である。

除染設備の設置に関しては、代替オフサイトセンターがUPZ内に位置する場合には、UPZ内に位置するオフサイトセンターと同様の対応を行う必要がある。一方、代替オフサイトセンターがUPZ外に位置する場合には、シャワールームやドレンタンクを備えている必要はない。一方、代替オフサイトセンターがUPZ外に位置する場合であっても、身体に付着した放射性物質等を測定できる計測器、汚染の拭き取り等に必要な除染用具については、オフサイトセンター等からの持込み対応とすることも含め、準備する必要がある。その際、オフサイトセンターと同様に、汚染された防護服等を集積する専用の容器を備え付けておくなど、汚染された物を適正に保管する体制を確立すること及び、放射性物質による汚染の拡大を防止するため、放射性物質の放出後に外部から入所する者と内部の作業者との動線を整理しておくことも必要である。また、オフサイトセンターに比べ、代替オフサイトセンターに関しては、参集要員等が仮眠、休息できるスペースが敷地外の近傍に位置する事例が比較的発生しやすいものと思われるが、当該スペースに関しても、汚染の拭き取り等に必要な除染用具の準備等の同様の対策を実施する必要がある。

維持管理体制に関しても、オフサイトセンターと同様に、要件⑥に記載する各種対応が図られている必要がある。

さらに、複合災害への対応策に関しても、オフサイトセンターと同様に、要件⑧に記載する各種の措置が図られている必要がある。ただし、電源の安定的な確保のための対策に関しては、非常用電源については、概ね3日間稼働（緊急時における燃料優先協定等により、燃料の確保を確実にしている場合を含む。）する非常用電源設備を設置すること又は電源車等の外部電源を緊急時に速やかに

配備できる体制を整えておくことが必要である。また、代替オフサイトセンターが、オフサイトセンターが使用できない場合にこれを代替するための施設であることを踏まえ、UPS（無停電電源装置）については必ずしも必要ではない。一方、電源車等の外部電源を配備する場合において必要となる配電盤については、オフサイトセンターと同様に、緊急時の手順等を含め、地元事業者の電源車等が接続できるようあらかじめ準備しておくことが必要である。その他、インフラ整備に加え、水・食料については、原子力災害時に当該施設に参集する国及び関係地方公共団体の要員等（当該施設に地方公共団体の災害対策本部を設置する場合の当該本部の要員を含む。）が十分活動することができる3日間程度の量を備蓄することが必要である。ただし、要件⑧への対応としてオフサイトセンターに備蓄する水・食糧を搬入して対応することも可能とする。さらに、代替オフサイトセンターに常時備蓄する場合であっても、複数存在する代替オフサイトセンター全てに3日分の備蓄を行う必要はなく、例えば、一カ所の代替オフサイトセンターに備蓄し、緊急時には必要に応じて搬送するなど、当該地域の各施設における備蓄状況等の事情を踏まえた対応を準備することとする。また、必要な備蓄量を精査するに当たっては、各地方公共団体が、当該施設に自然災害等の原子力災害以外への対応に係る要員のために準備している備蓄と重複がないよう精査することが必要である。

さらに、現地対策本部を代替オフサイトセンターに移転する場合に備え、原子力防災専門官は、平時から、移転の際に必要な資機材等を選別した上で、当該資機材等をオフサイトセンター等から代替オフサイトセンターへ移転・搬入できる車両等の運搬手段を確保することが必要である。

なお、上記のような機能を有する施設を新たに設置することは、時間や費用もかかることから、オフサイトセンターの近隣に他のオフサイトセンターが存在する場合には、当該他のオフサイトセンターを代替オフサイトセンターとして活用することが有用である。

4. 複合災害について

要件⑧ 複合災害への対応策

地震・津波等によりオフサイトセンター施設が機能不全に陥らないような設置場所を選定することが重要であり、緊急事態における通信を確保するため、地震・津波等の複合災害に対する頑健性を有する通信インフラを整備することが必要である。また、天変地異（地震、津波等）に耐えるための柱の鉄板補強や梁の

増設等の耐震性の向上、出入り口のドア等の密閉を高めるなどの防水性を確保し、オフサイトセンターが機能不全に陥らないことが必要である。

また、電源の安定的な確保のための対策としては、重要設備の機能を保つためには、電源の安定的な確保が必須であるためオフサイトセンターには瞬時電圧低下(停電)への対策として瞬時電圧低下(停電)から非常用電源設備の稼働までに要する時間に一定の裕度を加えた時間以上稼働するUPS(無停電電源装置)や、概ね7日間稼働(緊急時における燃料優先協定等により、燃料の確保を確実にしている場合を含む。)する非常用電源設備を設置することとし、これらの設備は停電時に自動的に連動するシステムとすることが必要である。仮にこれらの装置が起動しない場合に備え、地元事業者の電源車等が接続できる配電盤を具備し、緊急時の手順等を準備する必要がある。燃料に頼らない自然エネルギー(太陽光発電等)を用いた自立発電可能な設備を導入することも望ましい。

ガス、水道等のライフラインが途絶えても参集要員等の活動に支障が生じないように、地域特性を勘案して必要なガス貯蔵設備、貯水槽、プロパンガス等の設備を導入することが必要である。その他、屋外での衛星電話等の設備の充電や夜間照明設備の電源等に利用するための可搬型発電機及び燃料缶等を備えることが望ましい。

また、インフラ整備に加え、水・食料についても、地震・津波等によりその供給体制が途絶えたとしても参集要員等の活動に支障が生じないように、原子力災害時に当該施設に参集する国及び関係地方公共団体の要員等(当該施設に地方公共団体の災害対策本部を設置する場合の当該本部の要員を含む。)が十分活動することができる7日間程度の量を備蓄することが必要である。

第3章 その他の平時の取組事項について

1. 平時における教育・訓練等

事業者、関係地方公共団体、原子力防災専門官等は、地域原子力防災協議会や、関係者が一堂に会する合同研修の開催(内閣府の実施する研修、専門家チームの派遣等)とともに、合同での防災訓練を積極的に実施するなど、原子力災害時以外でも、利用可能な範囲においてオフサイトセンターを活用する。

訓練では、例えばTV会議システムが使えなくなった場合に、他の通信手段をバックアップとして使えるよう平時より備えるなど、不測の事態に対応できるようにBCP※的な要素を踏まえた検証をすることが必要である。

※Business Continuity Plan

2. 住民に対する原子力防災に対する知識の理解促進

地元の学校を対象としたオフサイトセンターの施設見学等を実施することでオフサイトセンターの役割や機能等について十分に理解を得る必要がある。

また、地域住民に対しても、防災業務について日頃より理解を得た上で、透明性を確保することが必要である。そのためには定期的に施設見学・説明会を積極的に実施していくことが望ましい。

第4章 移転及び新設に係るオフサイトセンターの要件について

平成31年8月以降においても、従前と同様に移転又は新設するオフサイトセンターについては、第2章に定める原子力事故を踏まえたオフサイトセンターの設備等の要件を満たすことのほかに必要なこととして、以下の建屋の仕様・建屋の設備仕様に基づき設置しなければならない。

1. 建屋の仕様

(1) 建屋

オフサイトセンターは独立した建築物とし、免震構造の鉄筋コンクリート構造(RC)もしくはS造(鉄骨構造)とし、重要度係数1.5以上であること。また、延床面積800m²以上とする。

2. 建屋の設備仕様

(1) 受電方式: 6.6kV、1回線受電

(2) 使用電圧: 電灯200/100V、動力200V

(3) UPS(無停電電源装置) 75KVA程度

(4) 自家発電機: 自家用発電機ガスタービン等 500KVA程度1基

保守用発電機300KVA程度1基(バックアップ用)

(5) 給水方式

上水: 加圧給水

雑用水: 加圧給水方式2系統(雑用水槽約60m³)

※雑用水槽の水を使い果たす可能性もあるため、井戸などを設置することも検討する。

以上